

富山県ＬＰガス料金負担軽減支援事業費助成金

募 集 の 手 引 き

(取扱要領)

— 第5回事業版 —

令和 7年12月

(一社) 富山県エルピーガス協会

富山県ＬＰガス料金負担軽減支援事業費助成金事務局

《 目 次 》

1 はじめに · · · · · 1

2 助成金の申請にあたって · · · · · 1

3 助成金の概要

(1) 目 的 · · · · · 2
(2) 概 要 · · · · · 2
(3) 主な手続の流れ · · · · · 5

4 助成金の交付申請及び実績報告手続

(1) 助成金の交付申請兼実績報告 · · · · · 6
(2) 交付額の通知 · · · · · 7
(3) 助成金の支払 · · · · · 7

5 助成金の交付条件 · · · · · 7

6 作成例

(1) 値引きの周知 · · · · · 9
(2) 値引きの明示（検針票等の別紙とする場合） · · · 10
(3) 料金負担軽減（値引き）を行った対象世帯一覧 · · 11

7 記載例

(1) 交付申請兼実績報告書 · · · · · 12

1 はじめに

- ・ 5富山県LPGガス料金負担軽減支援事業費（第5回事業）助成金は、国の物価高騰対応重点支援地方創生臨時交付金を財源とし、国の実施する「電気・ガス料金負担軽減支援事業」の支援対象となっていない富山県内のLPGガス一般消費者等（以下「一般消費者等」という。）に対して、LPGガス販売事業者を通した利用料金の値引きにより負担軽減を図るものです。
- ・ 本手引き（以下「手引き」という。）は、「富山県LPGガス料金負担軽減支援事業費（第5回事業）助成金交付要綱」（以下「要綱」という。）を補完する取扱要領として作成するものです。

2 助成金の申請にあたって

- ・ 富山県LPGガス料金負担軽減支援事業費（第5回事業）助成金は、国の物価高騰対応重点支援地方創生臨時交付金を財源としており、県及び富山県エルピーガス協会（以下「協会」という。）としては適正な執行を行うとともに、不正行為については厳正に対処します。
- ・ 本助成金の交付を申請される方や交付を受ける方は、要綱及び手引きを熟読するとともに、以下の点について十分認識した上で、助成金に係る手続きを適正に行ってください。
- ・ なお、協会では、今回の助成金に関する各種申請、報告等の受付、審査、通知などを行うため、助成金事務局を設置します。（以下、「助成金事務局」という。）
 - (1) 本事業は、LPGガス料金の上昇により影響を受ける一般消費者等の負担の緩和を図るためのものです。支援対象期間に合わせて恣意的な値上げを行うなど、本事業の趣旨を逸脱した行為は認められません。
 - (2) 助成金に関する全ての提出書類において、如何なる理由があってもその内容に虚偽の記述を行わないでください。
 - (3) 県、協会又は助成金事務局から資料の提出や修正の指示があった場合には速やかに対応してください。適切な対応をいただけない場合、交付決定の取消などを行う場合があります。
 - (4) 事業を実施しても、定められた期日までに交付申請兼実績報告書等が提出されないと、助成金は交付されません。

- (5) 本事業の関係書類は事業終了後5年間（令和13年度末まで）保存してください。また、県、協会又は助成金事務局からの求めがあった際に、いつでも閲覧に供せるように保存してください。
- (6) 偽りその他の不正な手段により、助成金を不正に受給した疑いがある場合には、助成金の受給者に対し必要に応じて現地調査等を実施します。
- (7) 調査の結果、不正行為が認められたときは、当該助成金に係る交付決定の取消を行うとともに、受領済みの助成金のうち取り消し対象となった額に加算金（年率10.95%）を加えた額を返還していただきます。
- (8) 要綱、手引きに記載のない細部については、協会及び助成金事務局からの指示に従うものとします。

3 助成金の概要

(1) 目的

- ・ 富山県内の5割以上、約23万世帯で使用しているLPGガスについて、その料金が上昇していることを受け、利用世帯の負担軽減を目的に実施するものです。

(2) 概要

ア 支援対象事業

- ・ 富山県内の一般消費者等を対象※1に、令和8年1月使用分（2月検針）で、対象となる契約において、ガス料金（税抜）から、1回上限1,000円の値引きを行ったLPGガスの販売事業者に対し、その値引き原資を支援します。

※1 県内でLPGガスを利用する世帯（液化石油ガス法第2条第2項に規定する一般消費者等及びガス事業法第3条の登録を受けた者からLPGガスを燃料として供給を受け、その消費の態様が生活の用に供する場合に類似している者）とし、体積販売で供給を受ける者。（コミュニティガス（簡易ガス）の供給を受けている者を含む）
ただし、次の場合は支援の対象外です。

- | |
|--|
| ○高圧ガス保安法上の工業用LPGガスを使用する者 |
| ○質量販売により供給を受ける者 |
| ○対象世帯（契約）が休止状態の場合 |
| ○国又は地方公共団体の庁舎、事務所、研究施設等（※直接住民の用に供する施設、地方公共団体が管理する公営企業は支援対象。） |

イ 支援対象者

- 助成金の交付対象となる者（以下「助成対象者」という。）は、次に掲げる要件を全て満たす必要があります。

《助成対象者の要件》

- L P ガスの販売事業者であること※ 1
 - 県内の一般消費者等に対して値引きを行い、当該事実を明示できること※ 2
 - 令和 8 年 1 月使用分（2 月検針）において値引きが実施できること
 - 日本国内に金融機関の預貯金口座を有し、その口座を通じて日本円で本事業に係る精算を行うことができること
 - その他、富山県 L P ガス料金負担軽減支援事業費（第 5 回事業）助成金交付申請兼実績報告書様式第 1 号別紙 3 「富山県 L P ガス料金負担軽減支援事業（第 5 回事業）誓約事項等同意書」に同意すること
- ※ 1 液化石油ガス法 3 条第 1 項の登録を受けた者及びガス事業法第 3 条の登録を受けた者であって、一般消費者等に L P ガスを販売する者をいう。
- ※ 2 明示方法は、次頁及び Q&A を参照

ウ 助成対象経費

助成内容	助成金の額
値引き原資分	上限 1, 000 円 × 値引き実施契約件数
実施のための経費支援分	基本分 一律 5,000 円 件数分 100 円 × 値引き実施契約件数 ただし、4, 000 件を超える契約分は、 50 円 × 値引き実施契約件数

エ 値引きの実施

（ア）実施期間、回数

- 原則、令和 8 年 1 月使用分（2 月検針）において、契約あたり上限 1, 000 円の値引きを 1 回実施することとします。

《実施例》

○ 1 月使用分 = 1/7 ~ 2/7 使用、2/7 検針分

* 検針日は助成対象者により異なります。

※ 1 回の検針で値引き前のガス料金（税抜）が 6,000 円の場合の例

ひと月分 6, 000 円 - 1, 000 円 = 5, 000 円 消費税 500 円

消費者への請求額 5, 500 円（消費税込）

- ・ 値引きを行う月の請求額が1,000円を下回っている場合は、請求額と同額を値引き額とします。
- ・ なお、値引き額が1,000円を下回った場合の差額分は翌月以降に繰り越すことはできません。

《月請求額が1,000円を下回る場合の例》

下回る例 上回る例

ガス料金（税抜）	800円	2,000円
値引き額（税抜）	800円	1,000円
請求額（税抜）	0円	1,000円

※1回の値引きであり1月分
の値引き残があっても繰り
越さない

(イ) 値引きの周知

- ・ 助成対象者が本事業による値引きを実施する場合は、「富山県LPガス料金負担軽減支援事業による値引きが行われること」を一般消費者等に対して周知する必要があります。

周知方法については、ハガキの郵送、メールの送信、検針票等に印字など、助成対象者において効率的に実施可能な方法を選択してください。また、助成対象者のホームページ上に掲載する場合でも、一般消費者等に対して個別に周知をお願いします。

《料金値引きの周知例》

富山県が実施する「富山県LPガス料金負担軽減支援事業」により、2月の請求額（税抜）から、1,000円（税抜）を上限に値引きします。

※コミュニティーガス利用者への周知

登録ガス小売事業者（ガス事業法第3条の登録を受けた者）が値引きを実施する場合、ガス事業法第14条及び第15条に基づく「供給条件の説明義務及び書面支給義務」が発生します。詳細については、中部経済産業局電力・ガス事業北陸支局電力・ガス事業課（076-432-5589）まで、お問い合わせください。

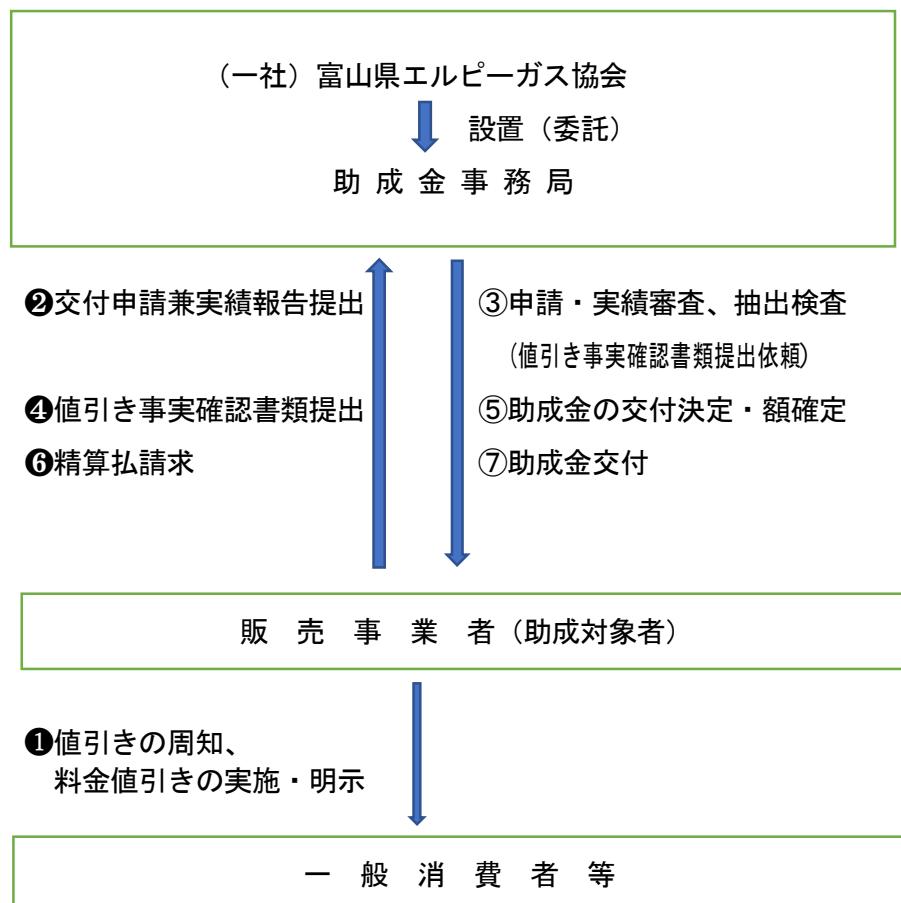
(ウ) 値引きの明示

- ・ LPガス料金の値引きを実施した際は、一般消費者等に対して、検針票、請求書、領収書、Web明細などの内訳欄、備考欄、欄外等への印字や別紙等により、以下内容を明示し、その写し等を各一般消費者等に対する値引きの事実を証する書類として保管してください。

《記載事項》

- ・県の支援により値引きを実施した旨
- ・値引き額
- ・値引き前後の額（請求額が減額されていることが確認できれば、省略可能。）

（3）主な手続きの流れ



4 助成金の交付申請及び実績報告手続

【注意点】

値引き実施後に、交付申請書と実績報告書を併せて提出していただきます（前回同様）。

（1）助成金の交付申請兼実績報告

ア 受付

- ・事業実施完了日（請求日）から、20日以内又は4月30日のいずれか早い日までに
交付申請兼実績報告書及び関係書類を添付して申請してください。
- ・随時審査を行います。

イ 提出書類

- ・交付申請兼実績報告書（様式第1号）に次の書類を添付（以下「交付申請兼実績報告書等」という。）し、1部提出してください。

《添付書類》

- ① 様式第1号別紙3 富山県LPガス料金負担軽減支援事業（第5回事業）誓約事項等
同意書

- ② 様式第1号別紙4 料金負担軽減（値引き）を行った対象世帯一覧

※エクセルデータがある場合は、メールでの電子データ提出にご協力をお願いします。

※助成金事務局が無作為に選んだ利用契約（事務局で通知した契約件数）について、
値引きの事実が確認できるものを後日追加で提出していただきます。（才 抽出検査参照。）

以下③及び④は、第1回～第4回事業から変更がある場合、または、第1回～第4回事業に参加しておらず、今回、初めて参加する場合のみ提出

- ③ 様式第1号別紙1 富山県LPガス料金負担軽減支援事業費助成金 事業者登録書

※登録番号が確認できる液化石油ガス販売事業の登録に関する通知文書等の写し又は、「標識」の写真を添付。

- ④ 様式第1号別紙2 富山県LPガス料金負担軽減支援事業費助成金 振込先確認書

※通帳の表紙及び、表紙をめくった見開きページ全体の両方が確認できるものを添付。（※ネット銀行の場合、
上記の記入内容が確認できる口座情報照会画面などの写し）

《注意事項》

- ・提出書類は返却しませんので、交付申請兼実績報告書等の控え（写し）を保管してください。
- ・助成金事務局から申請内容の確認の連絡や追加書類の提出指示等があった場合は、速やかにご対応ください。
- ・審査状況についてのお問合せには回答できませんので、ご了承ください。

ウ 提出方法

- ・交付申請兼実績報告書等は協会ホームページの書類をダウンロード等し、郵送またはメールにより助成金事務局にご提出ください。

【提出先】富山県 L P ガス料金負担軽減支援事業費助成金事務局

住 所：〒930-0805 富山県富山市湊入船町3番30号 K N B 入船別館5階

T E L : 076-443-7050

メール : toyama-lpg@jeckc.com

エ 交付申請兼実績報告書等の審査

- ・助成金事務局は、提出された交付申請兼実績報告書等の書類審査及び必要に応じた現地調査等により要綱及び手引きの要件を満たしているか審査します。

オ 抽出検査

- ・「料金負担軽減（値引き）を行った対象契約一覧」をもとに、助成金事務局が無作為に抽出した顧客管理番号を交付申請兼実績報告書提出事業者に通知します。通知を受けた事業者は値引きの事実が確認できる書類※のコピーを提出してください。

※値引き額を明示した請求書、検針票、Web 明細など。

クラウド上の場合は、該当顧客管理番号が表示された端末画面をスクリーンショット画像を出力し、個人情報等を黒塗り処理したもの。

(2) 交付額の通知

- ・審査において提出された交付申請兼実績報告書等が要綱及び手引きの要件を満たしているか、また、助成要件に適合しているかを審査し、適当と認められる場合は、助成金事務局より助成金の「交付決定兼確定額通知書」を送付します。

(3) 助成金の支払

- ・助成対象者は、助成金の額の確定を受けた後、その額について精算払請求書（様式第2号）を助成金事務局に提出してください。指定された口座へ助成金を振り込みます。

5 助成金の交付条件

(1) 助成対象者は助成対象事業の経費について帳簿及びすべての証拠書類を備え、他の経費

と明確に区分して整理し、常にその収支の状況を明らかにしておいてください。

- (2) 県、協会及び助成金事務局は必要に応じて助成対象者から報告を求めることができ、その報告に対して調査することがあります。
- (3) 協会は助成対象者が要綱の規定に違反した場合及び不正な申請を行った場合は、助成金の交付決定の全部又は一部を取り消すことがあります。
- (4) 助成対象者は前3項により助成金の交付決定が取り消された場合は、助成金事務局が指定する期日までに遅滞なく助成金を返還しなければなりません。
- (5) 助成対象者は助成対象事業に関する帳簿及び証拠書類を整備し、助成金の交付を受けた年度の翌年度から5年間保管しておかなければなりません。

6 作成例

(1) 値引きの周知

※切り分けて検針票に添付する等、適宜ご使用ください。

富山県が実施する「富山県ＬＰガス料金負担軽減支援事業」により、2月の請求額（税抜）から、1,000円（税抜）を上限に値引きします。 令和 年 月 日 (事業者名)	富山県が実施する「富山県ＬＰガス料金負担軽減支援事業」により、2月の請求額（税抜）から、1,000円（税抜）を上限に値引きします。 令和 年 月 日 (事業者名)
富山県が実施する「富山県ＬＰガス料金負担軽減支援事業」により、2月の請求額（税抜）から、1,000円（税抜）を上限に値引きします。 令和 年 月 日 (事業者名)	富山県が実施する「富山県ＬＰガス料金負担軽減支援事業」により、2月の請求額（税抜）から、1,000円（税抜）を上限に値引きします。 令和 年 月 日 (事業者名)
富山県が実施する「富山県ＬＰガス料金負担軽減支援事業」により、2月の請求額（税抜）から、1,000円（税抜）を上限に値引きします。 令和 年 月 日 (事業者名)	富山県が実施する「富山県ＬＰガス料金負担軽減支援事業」により、2月の請求額（税抜）から、1,000円（税抜）を上限に値引きします。 令和 年 月 日 (事業者名)
富山県が実施する「富山県ＬＰガス料金負担軽減支援事業」により、2月の請求額（税抜）から、1,000円（税抜）を上限に値引きします。 令和 年 月 日 (事業者名)	富山県が実施する「富山県ＬＰガス料金負担軽減支援事業」により、2月の請求額（税抜）から、1,000円（税抜）を上限に値引きします。 令和 年 月 日 (事業者名)

(2) 値引きの明示（検針票等の別紙とする場合）

※切り分けて検針票に添付する等、適宜ご使用ください。

<p>富山県の支援により、2月の請求額（税抜）から、1,000円（税抜）を上限に値引きしています。 *ご利用料金が税抜1,000円未満のお客様は、請求額が値引き額となります。</p> <p>令和 年 月 日 (事業者名)</p>	<p>富山県の支援により、2月の請求額（税抜）から、1,000円（税抜）を上限に値引きしています。 *ご利用料金が税抜1,000円未満のお客様は、請求額が値引き額となります。</p> <p>令和 年 月 日 (事業者名)</p>
<p>富山県の支援により、2月の請求額（税抜）から、1,000円（税抜）を上限に値引きしています。 *ご利用料金が税抜1,000円未満のお客様は、請求額が値引き額となります。</p> <p>令和 年 月 日 (事業者名)</p>	<p>富山県の支援により、2月の請求額（税抜）から、1,000円（税抜）を上限に値引きしています。 *ご利用料金が税抜1,000円未満のお客様は、請求額が値引き額となります。</p> <p>令和 年 月 日 (事業者名)</p>
<p>富山県の支援により、2月の請求額（税抜）から、1,000円（税抜）を上限に値引きしています。 *ご利用料金が税抜1,000円未満のお客様は、請求額が値引き額となります。</p> <p>令和 年 月 日 (事業者名)</p>	<p>富山県の支援により、2月の請求額（税抜）から、1,000円（税抜）を上限に値引きしています。 *ご利用料金が税抜1,000円未満のお客様は、請求額が値引き額となります。</p> <p>令和 年 月 日 (事業者名)</p>
<p>富山県の支援により、2月の請求額（税抜）から、1,000円（税抜）を上限に値引きしています。 *ご利用料金が税抜1,000円未満のお客様は、請求額が値引き額となります。</p> <p>令和 年 月 日 (事業者名)</p>	<p>富山県の支援により、2月の請求額（税抜）から、1,000円（税抜）を上限に値引きしています。 *ご利用料金が税抜1,000円未満のお客様は、請求額が値引き額となります。</p> <p>令和 年 月 日 (事業者名)</p>
<p>富山県の支援により、2月の請求額（税抜）から、1,000円（税抜）を上限に値引きしています。 *ご利用料金が税抜1,000円未満のお客様は、請求額が値引き額となります。</p> <p>令和 年 月 日 (事業者名)</p>	<p>富山県の支援により、2月の請求額（税抜）から、1,000円（税抜）を上限に値引きしています。 *ご利用料金が税抜1,000円未満のお客様は、請求額が値引き額となります。</p> <p>令和 年 月 日 (事業者名)</p>

(3) 料金負担軽減（値引き）を行った対象世帯一覧

料金負担軽減（値引き）を行った対象世帯一覧

黄色セルにご記入ください。

様式第1号 別紙4

実施事業者： 富山エルピーガス株式会社

支店名等： ○○○営業所

ア 県内に複数の支店、営業所を有し、本社等で一括して報告いただく事業者の方は、本一覧表を各支店、営業所別に作成してください。

イ 実績報告後、県又は事務局が、無作為に選んだ利用世帯（事務局が別途定める件数）について、値引きの事実が確認できるもの（検針票、値引き額を明示した別紙 等）を提出していただきます。

*上記アの場合は、各支店、営業所ごとに抽出（事務局が別途定める件数）して、提出していただきます。

No	①	②	1月使用分（2月検針時）				
			③	④			
	対象世帯 (管理番号など世帯を 特定できるもの)	市町村名	値引き 実施日 (検針日等)	値引き前の 請求月額 Ⓐ (税抜)	値引き額 (助成額) 上限1,000円 Ⓑ	値引き後の 請求月額 Ⓒ-Ⓐ-Ⓑ (税抜)	実請求額 *実際の 請求額 Ⓓ×1.1 (税込)
1	123-456 (または番号)	富山市	2月7日	6,000	1,000	5,000	5,500
2	123-457 (または番号)	高岡市	/	2,511	1,000	1,511	1,662
3	123-458 (または番号)	立山町	/	800	800	0	0
4					0	0	0
5	対象世帯数に応じて行を 追加して下さい。				0	0	0
6					0	0	0
7					0	0	0
8					0	0	0
9					0	0	0
10					0	0	0
11					0	0	0
12					0	0	0
13					0	0	0
14					0	0	0
15					0	0	0
16					0	0	0
17					0	0	0
18	対象世帯の列に文字入 力があると、自動で件 数が入力されます。				0	0	0
19					0	0	0
20					0	0	0
事業実施件数 3 件				9,311	2,800	6,511	7,162

端数に差異が生じた時
は、端数処理(現在は四
捨五入)になっていま
す。)の式を変更する
か、手入力してくださ
い。

7 記載例

(1) 交付申請書兼実績報告書

様式第1号
令和8年〇月〇日

一般社団法人富山県エルピーガス協会会長様

支店や営業所等ではなく本社住所、事業者名、代表者の職・氏名を記入ください。

申請者 住所 富山県富山市〇〇町〇一〇一〇
事業者名 富山エルピーガス株式会社
代表者名 (職・氏名) 代表取締役 富山 太郎

**富山県LPガス料金負担軽減支援事業費（第5回事業）助成金
交付申請兼実績報告書**

富山県LPガス料金負担軽減支援事業費（第5回事業）助成金の交付を受けたいので、富山県LPガス料金負担軽減支援事業費（第5回事業）助成金交付要綱第6条の規定に基づき、関係書類を添えて下記のとおり助成金の交付を申請します。

【交付申請額（実績額）】

料金値引き実施件数	123 件
助成金交付申請額 (実績額)	① 料金値引き原資分 1件あたり上限1,000円（税抜） 123,000 円
	② 事業実施のための経費支援分 (基本分) 5,000 円
	③ 事業実施のための経費支援分 (件数分： 4,000件まで：100円×料金値引き実施件数 4,001件から：50円×料金値引き実施件数) 12,300 円
	計 (①+②+③) 140,300 円

【添付書類】※第1回～第4回事業において交付申請し、添付書類を提出している事業者は
下記添付書類の①～②は添付不要（内容に変更が生じた場合は要提出）
第1回～第4回事業を実施した場合も、③～④は必ず添付してください。

第1回～第4回事業時に提出した添付書類の内容に変更がある場合や、
今回初めて参加する場合は、別紙1、2も添付してください。

- ① 様式第1号別紙1 富山県LPガス料金負担軽減支援事業費助成金 事業者登録書
- ② 様式第1号別紙2 富山県LPガス料金負担軽減支援事業費助成金 振込先確認書
- ③ 様式第1号別紙3 富山県LPガス料金負担軽減支援事業（第5回事業）誓約事項等同意書
- ④ 様式第1号別紙4 料金負担軽減（値引き）を行った対象世帯一覧表
上記に記入した料金値引き実施件数について、値引きを実施した全ての契約者の
「①管理番号など」、「②市町村名」、「③値引実施日」、「④値引の実施状況
(値引き前後の額、値引額)」を確認することができる資料を作成し、原則、
郵送またはメールにて提出してください。

添付書類の確認のためのチェックをお願いします。